

において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第二十二條の四第一項、第三十三條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條の四第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その旨を公示しなければならない。

(相談指導等)

第四十七條 (略)

2 (略)

3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。

4・5 (略)

(事業の利用の調整等)

第四十九條 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が前二項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第二十二條の四第一項、第三十三條第一項及び第二項並びに第三十三條の四第一項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

(相談指導等)

第四十七條 (略)

2 (略)

3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。第五十條の二第六項において同じ。)その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。

4・5 (略)

(施設及び事業の利用の調整等)

第四十九條 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を

受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業又は精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う者に委託することができる。

2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、障害福祉サービス事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

3 (略)

4 障害福祉サービス事業等を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は障害福祉サービス事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。

2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は障害福祉サービス事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用についての要請を行うものとする。

3 (略)

4 精神障害者社会復帰施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 施設及び事業

(精神障害者社会復帰施設の設置等)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者社会復帰施設を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第五十条の二 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者生活訓練施設
- 二 精神障害者授産施設
- 三 精神障害者福祉ホーム
- 四 精神障害者福祉工場
- 五 精神障害者地域生活支援センター

- 2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。
- 3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。
- 4 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。
- 5 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。
- 6 精神障害者地域生活支援センターは、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、第四十九条第一項の規定による助言を行い、併

せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(秘密保持義務)

第五十条の二の二 精神障害者地域生活支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(施設の基準)

第五十条の二の三 厚生労働大臣は、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十条の二の四 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、精神障害者社会復帰施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の二

の四第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「
第五十条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

(事業の停止等)

第五十条の二の五 都道府県知事は、精神障害者社会復帰施設の設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又は当該施設が第五十条の二の三第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条の三 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国及び地方公共団体の補助)

第五十一条 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者に対し、当該施設の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国の補助)

第五十一条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業等を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者及び障害福祉サービス事業等を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第五十一条の十三 精神障害者社会復帰施設について、第五十条の二の四及び第五十条の二の五の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、この施設を利用する者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律(第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第六項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。)とする。

2・3 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に

、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第五十一条の十四 この法律(第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。)とする。

2・3 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に

委任することができる。

(経過措置)

第五十一条の十五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十二条 (略)

一～三 (略)

四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十二條の四第四項、第三十三條第四項若しくは第三十三條の四第二項の規定により診察を行った特定医師若しくは第四十七條第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

委任することができる。

(経過措置)

第五十一条の十六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十二条 (略)

一～三 (略)

四 第三十八条の七第三項の規定による命令に違反した者

第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員若しくは第四十七條第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十四条 (略)

一・二 (略)

第五十五条 (略)

一・三 (略)

四 第三十八条の三第三項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

五・八 (略)

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 (略)

一・二 (略)

三 第五十条の二の五の規定による停止又は廃止の命令に違反した者

四 第五十一条の十三第一項の規定により厚生労働大臣が行う第五十条の二の五に規定する停止又は廃止の命令に違反した者

第五十五条 (略)

一・三 (略)

四 第三十八条の三第三項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

五・八 (略)

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号若しくは第三号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条（略）

- 一 第十九条の四の二（第二十二條の四第五項、第三十三條第五項及び第三十三條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二（四）（略）

- 五 第二十二條の四第七項の規定に違反した者

- 六 第三十三條第七項の規定に違反した者

- 七 第三十三條の四第五項の規定に違反した者

- 八（略）

附則

1・2（略）

第五十七条（略）

- 一 第十九条の四の二の規定に違反した者

二（四）（略）

- 五 第二十二條の四第四項の規定に違反した者

- 六 第三十三條第四項の規定に違反した者

- 七 第三十三條の四第二項の規定に違反した者

- 八（略）

附則

1・2（略）

（国の無利子貸付け等）

- 3 国は、当分の間、都道府県に対し、第十九条の十第一

項の規定により国がその経費について補助する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の十第一項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 4 国は、当分の間、営利を目的としない法人に対し、第

十九条の十第二項の規定により国がその経費について補助することができる精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の十第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、都道府県（第五十一条の十二の規定により、都道府県が処理することとされている第五十条第一項又は第五十一条第一項の事務を指定都市が処理する場合にあつては、当該指定都市を含む。以下この項において同じ。）に対し、第五十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができる精神病院、社会復帰施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の精神病院、社会復帰施設の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、都道府県又は指定都市に対し、精神障害者社会復帰施設（第五十条の二第一項第五号に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。以下この項において同じ。）において精神障害者と地域住民との交流を深めることを目的とする設備の設置で社会資本整

備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県及び指定都市以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県又は指定都市が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、都道府県に対し、精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 附則第三項から前項までの国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第三項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第三項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十九条の十第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第四項の規定により営利を目的としない法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象で

ある事業について、第十九条の十第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第五項から第七項までの規定により都道府県又は指定都市に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 都道府県、指定都市又は営利を目的としない法人が、附則第三項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三・四（略）</p> <p>四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなさ</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三・四（略）</p>

れた事業を含む。)

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営む事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを営む事業及び知的障害者の更生相談に應ずる事業

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を営む事業

八十三（略）

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営む事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを営む事業及び知的障害者の更生相談に應ずる事業

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を営む事業及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業

八十三（略）

4
(略)

4
(略)

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 二 三（略）</p> <p>三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業</p> <p>四 障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設を経営する事業</p> <p>五 障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者授産施設を経営する事業</p> <p>六・七（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 二 三（略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業</p> <p>五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業</p> <p>六・七（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p>

- 一 (略)
- 二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 三・四 (略)
- 四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

- 一 (略)
- 二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 三・四 (略)
- 四の二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)
- 五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

<p>七 障害者自立支援法附則第五十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業</p> <p>八十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>業</p> <p>七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業</p> <p>八十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）
 （附則第六十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 三（略） 四（略） 五 削除 六・七（略） 3（略） 一 六（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 三（略） 三の二（略） 四 障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業 五 障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業 六・七（略） 3（略） 一 六（略）</p>

七 削除

八十三 (略)

4 (略)

七 障害者自立支援法附則第五十一条の規定によりなお

従前の例により運営をすることができることとされた

同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事

業

八十三 (略)

4 (略)

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業</p> <p>二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業及び児童自立生活援助事業</p> <p>二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業</p> <p>四 知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居</p>

3
3
11
(略)
(略)

3
3
11
(略)
(略)

宅介護等事業及び知的障害者地域生活援助事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第六十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設</p> <p>四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</p> <p>五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるこ</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設</p> <p>五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者</p>

<p>ととされた同項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>六 (略)</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業</p> <p>三 (略)</p> <p>3 13 (略)</p>	<p>更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮</p> <p>六 (略)</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業</p> <p>三 (略)</p> <p>3 13 (略)</p>
--	--

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表

（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五 削除</p> <p>六（略）</p> <p>2）13（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>三の二（略）</p> <p>四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</p> <p>五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>六（略）</p> <p>2）13（略）</p>

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p> <p>五（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p> <p>五（略）</p>

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部を改正する法律

(平成十五年法律第百十号) 新旧対照表(平成十八年一月一日施行)

(附則第七十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(生活環境の調整)</p> <p>第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(生活環境の調整)</p> <p>第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、<u>第四十九条</u>その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(処遇の実施計画)

第四百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第八十条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉

(処遇の実施計画)

第四百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第八十条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助

に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2
(略)

が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2
(略)

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間（左ニ掲グル期間ヲ除ク）其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条第二項ニ規定スル障害者支援施設（次号ニ於テ障害者支援施設ト称ス）ヘノ入所ノ期間（同条第六項ニ規定スル生活介護（次号ニ於テ「生活介護」ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ限ル）</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護ヲ行フモノニ限ル）ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間</p> <p>三 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間</p> <p>（略）</p>	<p>第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間（左ニ掲グル期間ヲ除ク）其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条ニ規定スル身体障害者療護施設其ノ他之ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間</p> <p>二 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間</p> <p>（略）</p>

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条の八（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） <p>介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に</p>	<p>第十二条の八（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） <p>介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間</p>

準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）

二 第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

（略）

二 病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設その他第十二条の八第四項第一号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

二 病院又は診療所に入院している間

（略）

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合</p> <p>（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合</p>

<p>2 (略)</p> <p>三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に 準ずる施設として人事院が定めるものに入所している 場合</p>	<p>2 (略)</p>
---	------------------

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第七十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給要件）</p> <p>第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に</p>	<p>（支給要件）</p> <p>第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p> <p>二 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に</p>

継続して三月を超えて入院するに至ったとき。

継続して三月を超えて収容されるに至ったとき。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合</p> <p>（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合</p>

<p>活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
--	------------------

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているものうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p>	<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十一第二項の規定による支給の決定（同法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。）を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定により身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p>

2

(略)

2

(略)

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護</p>	<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者又は老人福祉法第十一条の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。</p>

については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き
入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一
項ただし書の規定により入所しているものとみなして、
第十九条第三項の規定を適用する。

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条</p>	<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護</p>

第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

改正案	現行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等</p>	<p>（病院等に入院又は入所中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院又は入所（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病</p>

<p>及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）</p> <p>（第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>二・三（略）</p>
---	--

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とす。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等</p>

現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七
条第一項に規定する児童福祉施設への入所（同法第二
十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定に
よる入所措置がとられた場合に限る。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第
五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一
項の厚生労働省令で定める施設への入所

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの
園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号
の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施
設のぞみの園の設置する施設への入所

及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所
を変更したと認められるもの（次項において「特定継続
入院等被保険者」という。）については、この限りでな
い。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七
条に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条
第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入
所措置がとられた場合に限る。）

二の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号
）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居
への入居

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三
号）第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更
生施設等への入所

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施
設等（同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤
寮を除く。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）

五・六 (略)

2・3 (略)

第十一条第一号の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

五・六 (略)

2・3 (略)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六の二（略）</p> <p>七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業</p> <p>八 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六の二（略）</p> <p>七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第二項又は第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業</p> <p>八 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条の規定により都道府県又は市町村が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業</p>

する施設の災害復旧事業

九、十四（略）

2
（略）

九、十四（略）

2
（略）

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一（第四条関係）				別表第一（第四条関係）			
事業の区分				事業の区分			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七 条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろ うあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施 の 分 三				児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七 条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児 施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通 の 分 三			
略				略			
合 割 担 負 の 国				合 割 担 負 の 国			

(略)	(略)	(略)	(略)	設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	二
略	略	略	略		二

(略)	(略)	(略)	(略)	所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	二
略	略	略	略		二

<p>(略)</p>	<p>別表第二(第四条関係)</p>	<p>事業の区分</p>	<p>児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活</p>
			<p>六分の一</p>

<p>(略)</p>	<p>別表第二(第四条関係)</p>	<p>事業の区分</p>	<p>児童福祉法第七条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者</p>
			<p>六分の一</p>

保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築

福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築

沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一百五条関係）			
項	事業の区分	項	事業の区分
十八	児童福祉施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七 条 第一項に規定する児童福祉施設の整備	十八	児童福祉施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七 条 に規定する児童福祉施設の整備
十九	身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五 条 第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設	十九	身体障害者更生支援施設 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五 条 第一項に規定する身体障害者更生支援施設
	十分の八以内		十分の八以内
	国庫の負担又は補助の割合の範囲		国庫の負担又は補助の割合の範囲
	三分の二以内		三分の二以内

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一		二十	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	加 支 援 施 設 の 設 置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	設 者 援 護 施 知 的 障 害	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	障 害 者 援 護 施 設 の 整 備 （ 第 五 条 に 規 定 す る 知 的 障 害 者 援 護 施 設 ）	(略)	護 施 設 の 設 置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	以 内 三 分 の 二	(略)	

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 三 身体障害者の福祉に関する事務 四 生活保護に関する事務 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二 社会福祉事業に関する事務 五の三 知的障害者の福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務 	<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 三 身体障害者の福祉に関する事務 四 生活保護に関する事務 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二 社会福祉事業に関する事務 五の三 知的障害者の福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務

法律	事務	<p>七 母子保健に関する事務</p> <p>八 障害者の自立支援に関する事務</p> <p>九 食品衛生に関する事務</p> <p>十 墓地、埋葬等の規制に関する事務</p> <p>十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務</p> <p>十二 結核の予防に関する事務</p> <p>十三 都市計画に関する事務</p> <p>十四 土地区画整理事業に関する事務</p> <p>十五 屋外広告物の規制に関する事務</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
----	----	---

法律	事務	<p>七 母子保健に関する事務</p> <p>八 削除</p> <p>九 食品衛生に関する事務</p> <p>十 墓地、埋葬等の規制に関する事務</p> <p>十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務</p> <p>十二 結核の予防に関する事務</p> <p>十三 都市計画に関する事務</p> <p>十四 土地区画整理事業に関する事務</p> <p>十五 屋外広告物の規制に関する事務</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
----	----	---

(略)	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二・三 (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第五章第四節、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二・三 (略)</p>	(略)	(略)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一</p>

(略)	
(略)	<p>項及び第六項並びに第六章を除く。 ()の規定により都道府県が処理することとされている事務 二・三 (略)</p>
(略)	
(略)	<p>項及び第三項並びに第六章を除く。 ()の規定により都道府県が処理することとされている事務 二・三 (略)</p>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）</p> <p>第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七<u>条</u>第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）</p> <p>第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七<u>条</u>に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。</p>

2
} 11
(略)

2
} 11
(略)

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七</u>条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七</u>条に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三（略）</p> <p>4～6（略）</p>

地価税法（平成三年法律第六十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項</u>（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）<u>第二十九条第一項</u>（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）<u>第二条第一項</u>（定義）に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等</p> <p>七～二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条</u>（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）<u>第二十九条第一項</u>（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）<u>第二条第一項</u>（定義）に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等</p> <p>七～二十四（略）</p>

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第九十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第十条関係）			別表（第十条関係）		
事業の区分		(略)	事業の区分		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
児童福祉施設		(略)	児童福祉施設		(略)
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備		(略)	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備		(略)
二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで		(略)	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで		(略)
国の負担割合			国の負担割合		

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）
 （附則第九十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った</p>

成十七年法律第 号)第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項(母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第三項の規定により、療養を担当す

者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十四条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、身体障害者福祉法第十九条の五第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
(略)

第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七若しくは第三十二條の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
(略)

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第九十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平</p>

は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号

成十七年法律第 号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項（母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当す

（第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の第二項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
（略）

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
5
（略）

少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第六号の罪</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第五号の罪</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）
 （附則第百条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施</p> <p>2・3（略）</p>

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無償貸付） 第二条（略） 2（略） 一（略） 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ〜ハ（略） 二 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用 三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略） 2（略） 一（略） 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ〜ハ（略） 三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げ</p>

若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（八に掲げる用に供する場合には、八に掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

る用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、

3
四、六
(略)

3
五、七
(略)

又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（準用規定）</p> <p>第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）<u>第二条第二項第四号</u>の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）<u>第二条第二項第五号</u>の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。</p>

戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（更生医療の給付）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関に委託して行うものとする。</p> <p>3）5（略）</p>	<p>（更生医療の給付）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条第四項に規定する指定医療機関に委託して行なうものとする。</p> <p>3）5（略）</p>

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（養育医療） 第二十条（略） 2）5（略）</p> <p>6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の九の五第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県</p>	<p>（養育医療） 第二十条（略） 2）5（略）</p> <p>6 児童福祉法第二十一条並びに第二十一条の九第六項及び第七項の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、養育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項</p>

、保健所を設置する市又は特別区」と、第二十一条の九の五第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の九の五第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する

中「都道府県」とあるのは、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」と読み替えるものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあ

緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。
この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
（略）

つては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第六項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
（略）

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第一百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（養育医療） 第二十条（略） 2）5（略） 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県、保健所を設置する市又は特別区</p>	<p>（養育医療） 第二十条（略） 2）5（略） 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の九の五第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県</p>

「と、第二十一条の四第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

、保健所を設置する市又は特別区」と、第二十一条の九の五第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の九の五第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づ</p>

支援医療費の支給に係る医療

二
一
ト
(略)

七
一
三
(略)

く医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給
に係る医療

二
一
ト
(略)

七
一
三
(略)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立</p>

支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護
医療費の支給に係る医療

二）ト（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ（略）

支援医療費の支給に係る医療

二）ト（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号、第五号若しくは第七号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設若しくは授産施設又は同条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項第二号）（精神障害者社会復帰の種類）に規定する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ（略）

八十三
(略)

八十三
(略)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）
 （附則第百十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一～六（略） 七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。） イ（略） ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～六（略） 七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。） イ（略） ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動とし</p>

作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。()

八 (略)

八十三 (略)

ての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。()

八 (略)

八十三 (略)

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第百十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業者等の責務） 第五条（略） 2（略） 3 老人福祉施設、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。</p>	<p>（事業者等の責務） 第五条（略） 2（略） 3 老人福祉施設、身体障害者更生施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。</p>

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第百二十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（立入調査等） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第五号の規定を適用する。</p>	<p>（立入調査等） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第四号の規定を適用する。</p>

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p>

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（訓練事業者の義務）</p> <p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p> <p>2（略）</p>

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第 号）

新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第百十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六条（略） 2）5（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替</p>	<p>第六条（略） 2）5（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建</p>

事業に関する事項を記載することができる。

替事業に関する事項を記載することができる。